

静岡県公安委員会規則第20号

原付講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月17日

静岡県公安委員会委員長 熊田俊博

原付講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

原付講習の実施等に関する規則（平成4年静岡県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p><u>(原付講習の実施)</u></p> <p>第8条 原付講習は、<u>原動機付自転車の運転免許試験（以下「試験」という。）の合格者を対象として、当該試験当日に、当該試験実施場所において行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、悪天候その他の理由により、当該試験当日に原付講習を実施することが困難な場合には、後日期日を改めて、原付講習を実施することができるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の対象のほか、原付免許を受けようとする者のうち、希望する者に、原付講習を受講させることができるものとする。</u></p> <p>(原付講習受講の申込み)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(原付講習終了証明書の交付)</p> <p>第10条 受託機関は、<u>第8条第2項及び第3項の規定により原付講習を実施した場合においては、受講者の申出の有無にかかわらず規則第38条第16項に規定する原付講習終了証明書を交付するものとする。</u></p>	<p>(原付講習受講の申込み)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(原付講習終了証明書の交付等)</p> <p>第9条 受託機関は、<u>原付講習を実施したときは、受講者に規則第38条第16項に規定する原付講習終了証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 受託機関は、前項の規定により証明書を交付するに当たっては、規則第18条の2第1項に規定する事項について受講者に教示するものとする。</u></p>						
<p>様式第3号（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="220 1839 778 1993"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>原付講習受講申込書</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	原付講習受講申込書	(略)	<p>様式第3号（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="837 1839 1390 1993"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>原付講習受講申込書</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	原付講習受講申込書	(略)
(略)							
原付講習受講申込書							
(略)							
(略)							
原付講習受講申込書							
(略)							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成28年5月17日から施行する。